

V. (参考) 「佐倉白銀ニュータウン」第一区緑化協定書

(目 的)

第1条 この協定は、都市緑地保全法(昭和48年9月1日法第72号、以下「法」という。)第20条の規定に基づき、第3条に定める区域(以下「協定区域」という。)における緑化に関する基準等を協定し、協定区域が緑に包まれた街なみの整った快適な住環境を維持することを目的とする。

(名 称)

第2条 この協定は、「佐倉白銀ニュータウン」第一区緑化協定(以下「協定」という。)と称する。

(協定区域)

第3条 協定の区域は、「佐倉白銀ニュータウン」のうち、別紙図面に表示した区域とする。

(協定の設定及び効力)

第4条 この協定は、生活協同組合千葉県勤労者住宅協会 理事長 糟谷一及び清水建設株式会社 代表取締役 吉野照蔵が設定する。

2 この協定は、法の定めによる認可を佐倉市長から受けた日から起算して1年以内において、協定区域に土地所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)が2以上存することとなったときから効力を発し、以後新たに協定区域の土地の所有者等となった者に対してもその効力が及ぶ。

(協定の変更及び廃止)

第5条 この協定の内容を変更しようとする場合は、所有権者等の全員の合意により、法の規定に基づく認可を受けるものとする。

2 この協定を廃止しようとする場合は、所有権者等の過半数の合意により、法の規定に基づく認可を受けるものとする。

(緑化に関する事項)

第6条 第1条の目的を達成するため、緑化に関する事項を次のとおり定める。これに基づき、土地の所有者等は自己が所有し、又は地上権若しくは賃借権を有する土地(以下「所有地等」という)の緑化につとめなければならない。

(一) 道路に面する塀は、出入口、門扉、門柱、車庫に用いる部分を除き、周辺との調和を配慮して高さ1.5メートル以下の生垣とする。ただし、高さ1.2メートル以下のフェンス、鉄さく等の透視可能なさくとの併用はさしつかえないものとする。又、樹種については次に掲げるものを参考に1メートル当たり3本以上を植栽すること。

イヌツゲ、ベニカナメモチ、サザンカ、キャラ、ツバキ、サンゴジュ、ウバメガシ

(二) 土地の所有者等は、協定区域の環境保全、美観、風致の向上を目的として次に掲げるものを参考に所有地等の緑化を図ること。

・花や葉を楽しめる樹種

常緑 ユズリハ、クス、タイサンボク、ヤマモモ、
ツバキ、ツツジ、チャノキ、ハマヒサカキ、
クチナシ

落葉 ハナミズキ、コブシ、モクレン、サルスベリ、
モミジ、ナナカマド、ヤマボウシ、ビョウヤナギ、
ハギ、レンギョ

・果実のなる樹種

カキ、ザクロ、ウメ、ユズ、アンズ

・鳥が寄ってくる樹種

モッコク、ナンテン、ヒサカキ、クロガネモチ、
ピラカンサス、ウメモドキ、ガマズミ、クコ

・香りを楽しむ樹種

キンモクセイ、ジンチョウゲ、ライラック、
ロウバイ、バラ

・つる性の樹種

アケビ、ムベ、クレマチス、フジ、
キュウイフルーツ

(三) 近隣の果実園保護のため、次に掲げるビャクシン類の樹木
は植栽してはならない。

カイズカイブキ、タマイブキ、クロイブキ、
ミヤマビャクシン、ハイビャクシン、ネズミサシ、
オオシマハイネズ、ミヤマネズ 等

(四) 類焼防止のため、ひば類は植栽してはならない。

(植栽樹木の維持管理)

第7条 土地の所有者等は、植栽した樹木が街の環境保全に役立つよう、せん定、病害中の防除、施肥等を必要に応じて行い、枯損した場合は補植するものとする。又、植栽した樹木が増改築その他工作物の設置等の支障となる場合は、原則として移植するものとする。

(猶予期間)

第8条 第6条の規定による緑化は、土地の所有者等の入居後2年以内に完了するものとする。

(所有地等の譲渡)

第9条 この協定は、新たに土地の所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地の所有者等は所有地等を譲り渡した場合、新たな土地の所有者等に対し、この協定の内容を明らかにするためこの協定書の写しを譲り渡さなければならない。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成12年3月31日までとし、期間満了前に協定者の過半数が廃止について申し出をしなかった場合は、更に10年間延長するものとする。

(違反者の処置)

第11条 第6条に規定する緑化に関する事項を積極的に履行しない者、又は、この協定に違反した者に対し、第14条に定める委員長は第12条に定める委員会の決定に基づき協定内容の実現のため必要な措置をとるよう要求するものとする。

- 2 前項の要求があったのち3ヶ月を過ぎても要求のあった事項を履行しない者に対して、第12条に定める委員会は協定の目的の範囲内で公平な措置をとるものとする。

(協定の運営)

第12条 この協定の運営に関する事項を処理するため、緑化協定運営委員会(以下「運営委員会」という)を設置する。

(運営委員会)

第13条 委員会は土地の所有者等の互選により選出された委員若干名をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

- 3 委員は再任されることができる。

(役員)

第14条 運営委員会に次の役員を置く

委員長 1名

副委員長 1名

会計 1名

- 2 委員長、副委員長、会計は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は協定運営のため、事務を総理し、協定者を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する。

5 会計は運営委員会の経理に関する業務を処理する。

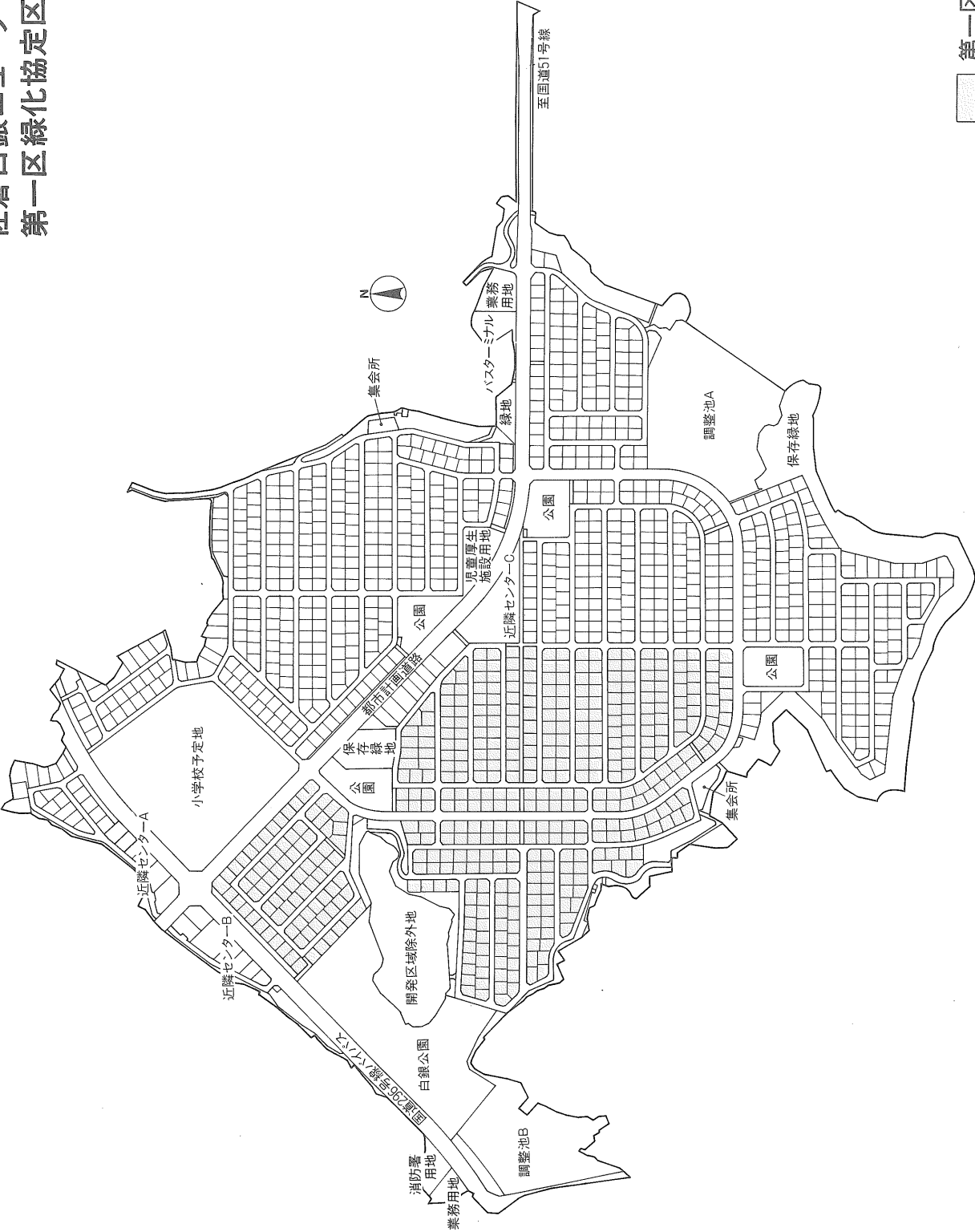
(補 則)

第15条 この協定に規定するもののほか、運営委員会の運営、組織、議事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

(附 則)

緑化協定認可通知書は、委員会が保管し、その写しを協定者が保管する。

佐倉白銀ニュータウン 第一区緑化協定区域



第一区緑化協定区域